

建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う 避難安全検証法関係告示の制定・改正案について(概要)

1. 背景

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 181 号。以下「改正令」という。）の施行に伴い、避難安全検証法関係告示について、制定・改正する。

2. 概要

○区画部分からの避難に要する時間に基づく区画避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（新設）

階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（平成 12 年建設省告示第 1441 号）に定める検証法を建築物の区画部分に適用する検証方法を新設することとする。

○火災により生じた煙又はガスの高さに基づく区画避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（新設）

別紙に示す。

○階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（平成 12 年建設省告示第 1441 号）の一部改正

題名を「階からの避難に要する時間に基づく階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件」に改めるとともに、改正令の施行に伴い所要の規定の整理を行う。

○火災により生じた煙又はガスの高さに基づく階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（新設）

火災により生じた煙又はガスの高さに基づく区画避難安全検証法に関する算出方法等を定める件に定める検証法を階に適用する検証方法を新設することとする。

○全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（平成 12 年建設省告示第 1442 号）の一部改正

題名を「建築物からの避難に要する時間に基づく全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件」に改めるとともに、改正令の施行に伴い所要の規定の整理を行う。

○火災により生じた煙又はガスの高さに基づく全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（新設）

火災により生じた煙又はガスの高さに基づく区画避難安全検証法に関する算出方法等を定める件に定める検証法を建築物全体に適用する検証方法を新設することとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布 令和2年3月

施行 令和2年4月1日